

処方箋 第28号

飛び込みリース要注意！

他府県で保育園を経営していて、大型のファックス機をリースで使用している。「今使用している機器の残りのリース料金の100万円を負担するから新しい機能が付いたファックスを置きませんか」と言われ、リース契約（月3万9千円で72回払い総額約280万円）をした。しかし、3日後に機器を設置したが、100万円は負担されないことと、機能も以前と同レベルなことがわかった。クーリングオフしたい。

（30歳代経営者 会社の所在地は但馬地域）

<相談の経緯>

今回は「保育園の業務で使用するファックス」でありクーリングオフの適用除外となります。しかし、リース契約は開始前で、サプライヤーに勧誘時の説明に問題があることを指摘し、実費を負担するから元に戻すよう交渉しましたが「元には戻せない」と全く話になりませんでした。そこで、機器のメーカーに「貴社の製品が問題のある販売方法をされているので問題解決に協力してほしい」とお願いしたところ、メーカーからサプライヤーに問題を解決するよう要請され、結果、費用負担なしで設置済みの機器を引き上げ、元の機器が設置されました。



リース契約の開始とは

物件（今回ではファックス機）を設置し、リース会社がそれを確認するか、もしくは書類（借受書）で確認し、その後サプライヤーに商品代等を支払うことでリース契約が開始となります。

今回の契約は、既に保育園に物件が設置されていましたが、リース会社がサプライヤーに支払いを済ませておらず、リース契約は開始していませんでした。

※リース会社（リース料金の支払先）
サプライヤー（勧誘業者）



一日も早く利用者保護のために法律の制定が望まれます



ご相談は…
まずは
お電話！！

ホットちゃん



しまった、困った、その時は
消費者センターは生活のお医者さん

但馬消費生活センター

相談電話：0796-23-0999

たじま消費者ホットライン

相談電話：0796-23-1999